

福岡県公報

平成二十六年五月二日
第三千五百九十一号
増刊 ①

目次

教育委員会

○へき地等学校の指定に関する規則

(教育庁教職員課) ……………

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) ……………

教育委員会

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年五月二日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第六号

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地等学校の指定に関する規則(昭和四十六年福岡県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

嘉麻市桑野

田川郡添田町大字津野

宮野小学校桑野分校

津野小学校

— — — — —
を

田川郡添田町大字津野

津野小学校

— — — — —
に改める。

別表第二中

嘉麻市泉河内

田川郡赤村大字赤

泉河内小学校

赤小学校上赤分校

を

田川郡赤村大字赤

赤小学校上赤分校

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十六年四月一日から適用する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五一号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月二日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 大牟田市の項中

財団法人大牟田医療協会南大牟田病院

〃 白井町二三番地一

を、

南大牟田病院

〃 白井町二三一

に改め、二

老人ホームの項中

社会福祉法人小石原福祉会特別養護老人ホーム清和園

〃 東峰村大字小石原字御興田七〇八番地一三

特別養護老人ホーム宝珠の郷

〃 〃 大字福井九四二番地一

を、

社会福祉法人小石原福祉会特別養護老人ホーム清和園

〃 東峰村大字小石原字御興田七〇八番地一三

に改める。